様式第５号（第７関係）

（第１面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）長野市長

申請者　住 所

氏 名

　　　　　　　　　　（自署）

誓　約　書

長野市空き家解体・利活用事業補助金の補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　この補助金の交付申請の申請書及び関係書類の記載内容について事実と相違がなく、申請の要件を満たしております。

なお、報告内容に虚偽があった場合であって、補助金の交付の決定がされ当該補助金が交付されていないときは当該補助金の交付の決定を取り消すことに同意し、既に補助金が交付されているときは当該補助金を返還します。

２　補助対象事業の実施に当たり、この事業の補助金及び国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けておりません。

３　補助対象事業が完了した後の敷地及び建物等について適切に管理を行います。

４　所有権を有する者の全員が、暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者ではありません。また、必要に応じ、当該事実を確認するため、補助金の申請に係る書類に記載の個人情報に基づき、長野市が長野県警察本部へ照会することについて同意します。

５　補助事業の実施に当たり、次の同意を得ております。

(1) 老朽危険空き家解体事業を申請する場合にあっては、解体工事の対象物が存する土地及び当該対象物の所有者等の全員からの解体についての同意

(2) 空き家解体跡地利活用事業交付申請する場合であって、解体跡地に空き家があり、かつ、当該空き家が共有物であるとき又は複数の相続人がいるときは、当該所有権者等の全員からの解体についての同意

６　仕入税額控除対象の場合、消費税及び地方消費税を対象経費に含めていません。

なお、消費税及び地方消費税を対象経費に含めた場合においても、交付決定後から実績報告までの間で、仕入税額控除対象となることが明らかになった場合は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額により補助金の変更申請をします。また、補助金の確定後に、仕入税額控除の対象となることが明らかになった場合は、消費仕

（第２面）

入控除税額が確定したときに、その額について補助金の一部を取り消すことに同意し、かつ、返還します。

７　補助対象事業の実施に当たり、公共事業等の補償の対象となっておりません。

８　補助事業の実施に当たり、関係法令、規則及びこの要綱の規定を遵守します。

９　補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、長野市

に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。